

保健所長 殿

郵便番号

住 所

開設者

氏 名

電話番号

助産所開設届出事項の  
一部変更届

次のとおり助産所の開設届出事項の一部を変更したので、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の2及び同法施行令（昭和23年政令第326号）第4条第3項の規定により届け出ます。

ふりがな		
1	名 称	
2 開設 の 場 所	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
3	開設届年月日	年 月 日
4 変更した開設届出事項（該当する項目の□を■で表示すること。）		
<input type="checkbox"/> (1) 開設者の住所及び氏名 <input type="checkbox"/> (2) 名称 <input type="checkbox"/> (3) 開設の場所 <input type="checkbox"/> (4) 助産師その他の従業者の定員 <input type="checkbox"/> (5) 敷地の面積及び平面図 <input type="checkbox"/> (6) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。） <input type="checkbox"/> (7) 開設者が現に助産所を開設若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務する者であるときはその旨 <input type="checkbox"/> (8) 同時に二以上の助産所を開設しようとする者であるときはその旨 <input type="checkbox"/> (9) 管理者の住所及び氏名		

<input type="checkbox"/> (10) 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間 <input type="checkbox"/> (11) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」）第15条の2第1項の医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院又は診療所の住所及び名称 <input type="checkbox"/> (12) 規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称				
5 変更の理由及び 変更年月日				
6 変更した開設届出事項が（1）の場合				
（1）変更前の開設者の住所又は氏名			（2）変更後の開設者の住所又は氏名	
（3）変更後の開設者の 免許証番号及び登録年月日		第 年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)	
（4）変更後の開設者の 再教育研修修了登録年月日		年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)	
7 変更した開設届出事項が（2）から（8）の場合				
（1）変更前			（2）変更後	
8 変更した開設届出事項が（9）の場合				
（1）変更前の管理者の住所又は氏名			（2）変更後の管理者の住所又は氏名	
（3）変更後の管理者の免許 証番号及び登録年月日		第 年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)	
（4）変更後の管理者の再教 育研修修了登録年月日		年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)	
9 変更した開設届出事項が（10）の場合				
（1）新たに業務に従事する助産師				
氏 名	勤務の日	勤務時間	免許証番号及び 登録年月日	保健所担当 者 確 認 欄 (注を参照)
			第 年 月 日	
（2）従前から業務に従事する助産師に係る変更の場合				

氏名		勤務の日	勤務時間	免許証番号及び 登録年月日
	新			第 号
	旧			年月日
(3) 業務を廃した助産師				
氏名		従前の勤務の日	従前の勤務時間	
10 変更した開設届出事項が(11)の場合				
(1) 変更前の規則第15条の2第1項の 医師の住所又は氏名		(2) 変更後の規則第15条の2第1項の 医師の住所又は氏名		
(3) 変更前の規則第15条の2第2項の病院 又は診療所の住所又は名称		(4) 変更後の規則第15条の2第2項の病院 又は診療所の住所又は名称		
11 変更した開設届出事項が(12)の場合				
(1) 変更前の規則第15条の2第3項の病院 又は診療所の住所又は名称		(2) 変更後の規則第15条の2第3項の病院 又は診療所の住所又は名称		
12 変更後の施設に係る以下の事項				
(1) 火気使用場所の防火設備	火気使用場所	防火設備の概要		
(2) 消火用の機械器具の概要				
13 添付書類	① 変更した開設届出事項が(1)の場合 ・ 開設者の履歴書及び免許証の写し(開設者が保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。) ② 変更した開設届出事項が(5)の場合 ア 変更前の敷地の平面図(変更部分を青線で囲んで示すこと。)及び変更後の敷地の平面図(変更部分を赤線で囲んで示すこと。) イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分の助産所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書 ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料			

	<p>③ 変更した開設届出事項が（6）の場合</p> <p>ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）</p> <p>イ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証の写し</p> <p>ウ 各入所室の概要及び階段の設置状況（別記。必要な場合）</p> <p>④ 変更した開設届出事項が（9）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに管理者が就任する場合には、当該者の履歴書及び免許証の写し（管理者が保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）</li> </ul> <p>⑤ 変更した開設届出事項が（10）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに助産師が就業する場合には、当該者の免許証の写し</li> </ul> <p>⑥ 変更した開設届出事項が（11）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに規則第15条の2第1項の医師に嘱託した場合には、当該医師に嘱託した旨の書類又は新たに同条第2項の病院若しくは診療所に同項に規定する嘱託を行った場合には、当該病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し同項に規定する嘱託を行った旨の書類</li> </ul> <p>⑦ 変更した開設届出事項が（12）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した場合には、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類</li> </ul> <p>⑧ 変更が増改築等大規模な場合</p> <p>ア 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類</p> <p>イ ②又は③のうち、該当するもの</p>
--	---

- (注) 1 □欄には該当するものを■で表示すること。
- 2 平面図は、各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。
- 3 平面図との突合に留意して記入すること。
- 4 免許証写し及び再教育研修修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の署名を受けること。